

■議案第3号 令和元年度小鳩保育所移転整備事業（木材購入）売買契約の締結について

【要旨】

十川に設置している小鳩保育所（昭和 58 年建築、敷地面積 1,261 m²）については、その場所が四万十川沿いであること、また、敷地や進入路が狭小であることから、園庭、プール、送迎用駐車スペースの確保や、災害時の避難路確保など多くの課題があったため、老朽化に伴う施設の更新に合わせて移転整備することとしています。

本議案は、指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年条例第 47 号）第 3 条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和元年度小鳩保育所移転整備事業（木材購入）
納 入 場 所	四万十町 十和川口 地内
契 約 金 額	31,571,912 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,870,173 円）
契約の相手方	住所 四万十町大正 461 番地 氏名 しまんと大正製材協同組合 代表理事 竹内 常喜
購 入 物 品	木材一式

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 700 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。